

全国労農大衆党結党の検討

福家 崇洋

はじめに

- 1 合同をめぐる思想と運動
- 2 全大党の合同方針
- 3 社会民衆党からの批判
- 4 無産党合同協議会への改組
- 5 統一戦線と府県会選挙
- 6 綱領・宣言・政策
- 7 綱領の検討と「大衆的結合体」
- 8 政党合同に向けた交渉
- 9 結党大会

おわりに

はじめに

本論は、戦前期無産政党のひとつである全国労農大衆党（以下全労党）の結党過程を明らかにする。全労党が、全国大衆党、労農党、社会民衆党合同実現同盟の合同により1931年7月に誕生したことは今日歴史的事実となっている。しかし、その結党過程は自明ではない。

無産政党のうち社会大衆党の研究は一定の蓄積があるが、全労党に論及したものは多くはない。代表的なものを挙げれば、①増島宏他『無産政党の研究——戦前日本の社会民主主義』（法政大学出版社、1969年）、②太田雅夫「全国労農大衆党と中間派労働組合——全労と総連合の右翼化過程」（渡部徹・飛鳥井雅道編『日本社会主義運動史論』三一書房、1973年）がある。

①は、合法無産政党「中間派」の系譜（日本労農党から日本大衆党、全国大衆党、全国労農大衆党を経て社会大衆党にいたる）を法政大学大原社会問題研究所所蔵資料などを用いて分析したものである。全労党結成過程は、第4章「全国大衆党の分析」（大野節子）の2「〔全農革命〕と三党合同」で検討された。「全農革命」（全国農民組合の左翼的色彩が排除され、無産政党支援への方向に舵を切らせること）と各党合同が連動させて論じられているが、政党合同はわずかな記述である。合同の背後にいた山川均、鈴木茂三郎ら労農派と「中間派」の合同をめぐる見解に多くの紙数がさかれている。

②は、全労党とその支持労組である日本労働組合総連合（総連合）と全国労働組合同盟（全労）

が満洲事変を挟んで国家社会主義へと「右傾化」する軌跡を描いたものである。全労党結党過程に言及するものの、その後の労組との関係が焦点となる。「全労党結党直前に、支持組合の中間派労働組合の主流が、「大右翼」結成に加担するという、政党と支持組合とでは逆の現象を生み、このギャップが中間派無産政党と中間派労働組合の前途に大きな暗雲をただよわせた」ことを指摘した⁽¹⁾。

本論の焦点は、全労党結党にいたる政党合同の過程である。ここで誰がどのような議論を交わし、党内でどのような意思決定が行われ、全労党が結党されたのかを、資料に基づいて確認したい。その目的は、山川均によって「事実上の共同戦線党たる性質」と評された全労党が⁽²⁾、満洲事変後、なぜ「右傾化」（国家社会主義）し、社会民衆党（以下社民党）との合同による社会大衆党結党（山川から見れば大右翼結成）へといたったのかという問題を検討することにある。本論では、この問題を全労党結党の時点まで遡って、その内在的な要因を考えてみたい。

1 合同をめぐる思想と運動

無産政党内で「合同問題」が焦眉の問題になってくるのは1930年2月の総選挙敗北以降である。まず日本大衆党⁽³⁾、全国民衆党（以下全民党）⁽⁴⁾、無産政党戦線統一全国協議会⁽⁵⁾が合同して全国大衆党（以下全大党）が生まれたが、単一无産政党結党は課題として残っていた。

単一无産政党への予兆がないわけではなかった。運動面を見れば、1930年12月に社民党、全大党、労農党が議会闘争無産党共同委員会を設置した。「大綱」には、3党の所属議員は無産党議員団を組織し、各党はその議員団に対して「政策の基準を示し、議員団の行動を統制し、併せて議院外の大衆闘争と議員団との結合統一を図る」とある⁽⁶⁾。共同委員会の幹事は鈴木茂三郎（全大党）、赤松克麿（社民党）、田部井健次（労農党）である。

また、12月5日に社民・労農・大衆三党合同促進全国各府県代表者会議が開催された。集まった地域は、新潟を筆頭に京都、長野、青森、秋田、岡山、福岡、大分、群馬、愛知、千葉、茨城、埼玉、北海道、山口である。全大党、労農党の参加が多いが、新潟、京都、長野には社民党関係者も見られる⁽⁷⁾。彼らは決議と声明書を発表し、「正しき指導理論は合同を通じ強力なる日常闘争の過

(1) 太田雅夫「全国労農大衆党と中間派労働組合——全労と総連合の右翼化過程」渡部徹・飛鳥井雅道編『日本社会主義運動史論』三一書房、1973年。以下執筆要領に基づき、引用文の「、」を「,」に改めた。

(2) 大野節子「山川均と協同戦線党論」増島宏編『日本の統一戦線』上巻、大月書店、1978年。

(3) 日本大衆党は、「中間派」の日本労農党（書記長麻生久）を中心に、日本農民党（幹事長平野力三）、無産大衆党（書記長鈴木茂三郎）、九州民衆党（委員長浅原健三）、中部民衆党など7党合同で1928年に結党された無産政党。「清党運動」で平野、労農派の鈴木らが除名され、麻生久が委員長、河野密が書記長に就任。

(4) 全国民衆党は、1929年に大阪を中心に日本労働総同盟が分裂して誕生した労組勢力と、社会民衆党を離れた東京の宮崎龍介らの勢力が合流して1930年に結党された無産政党。中央執行委員は宮崎龍介、田万清臣、阿部茂夫、山内鉄吉ら。

(5) 日本大衆党を除名された旧無産大衆党系（書記長鈴木茂三郎）を中心に各地の無産政党が集まって1930年結成された無産政党。議長堺利彦、書記長水谷長三郎、書記長代理鈴木茂三郎。

(6) 「院外闘争との結合に無産党共同委員会」『社会民衆新聞』25号、1931年1月10日。以下『社民新聞』と略記。三人社からの複製版を用いた。

(7) 「社民・労農・大衆三党合同促進全国各府県代表者会議々事録」。以下、明記しない一次資料は法政大学大原社会問題研究所所蔵である。以下「大原社研」と略記。

程に於いてのみ発展的に確立さるべきもの」⁽⁸⁾と述べ、合同を唱えながら実現できない3党を導こうとした。

党本体の方針・思想面でも接近が見られる。社民党は11月11日に中央執行委員会を開き、「戦線統一に関する我党現下の基礎方針」を決定した。これは「社会民主主義」による合同を示しながら、全大党との間に共同委員会を設置しようとするものであった⁽⁹⁾。この方針は12月7日の第5回大会に提出され、協議のうえ可決された。

社民党第5回大会では、本部から「日本経済改造案樹立に関する決議」案（説明者亀井貫一郎）が提出され、可決された。現下の恐慌を「日本資本主義の下降期に於ける恐慌」とする一般情勢を踏まえ、「私有営利化せられたる、主要産業と資源を国公有、国公営にうつし、金融と重要貿易と生活必需品配給を国営」とすることを提唱した⁽¹⁰⁾。これは「社会民主主義」を看板とした国家社会主義であった。

12月1日には全大党も第5回大会を開催した。ここでは「一般方針」の「指導精神」で「全国大衆党はその本質に於て一個の共同戦線党」と明記されている。他方の「政策」では「唯現下の経済的不況の明示した最も大きな使命の一として、全国大衆党はその一般政策の上に『社会主義』と明確に大書せんとする」と述べたのが注目される⁽¹¹⁾。しかし、「社会主義」概念の説明はなく、党内の労農派からは「社会民主主義政党」への転落を危ぶむ意見もあった⁽¹²⁾。

このように運動、理論面で合同への動きが高まるなか、実際にそれに向けて取り組む動きが水面下でなされた。鈴木茂三郎によれば、全大党全国大会前に、三輪寿壮、浅沼稻次郎、河野密、田所輝明、三宅正一、鈴木茂三郎、労農党から稲村隆一が参加して「秘密会」を開催し、合同問題を話し合ったという⁽¹³⁾。

鈴木はこの時の思惑として、「当時の吾々の見透は社民党本部が反対、労農党は河上〔肇〕、大山〔郁夫〕、共に反対夫故吾々は上からの合同を持ちかけ労農、社民両党内の合同派を吾党〔全大党〕に統一する方針であつたのでありまして下からの合同に特に力を集注致しました」と語る⁽¹⁴⁾。参加した稲村は労農党内の合同派だった。その労農党は12月11、12日に常任委員会を秘密裡に開催した。ここでは合同反対に立つ河上肇や上村進の党解消論と山花秀雄の合同論が対立して、前者が脱党することで合同に進んでいく⁽¹⁵⁾。

全大党内も合同論で固まっていたわけではない。麻生久、浅原健三、加藤勘十は労農党との合同に反対もしくは消極的であった。全大党支持労組の幹部も労農党支持労組（のち日本労働組合総評

(8) 社民労農大衆三党合同促進全国協議会「決議 声明書」1930年12月5日。

(9) 「戦線統一に対する具体的方針決定」『社民新聞』24号、1930年11月15日。

(10) 「日本経済改造案樹立に関する決議」『社民新聞』25号、1931年1月10日。

(11) 全国大衆党中央執行委員会『全国大衆党議案 第二回』全国大衆党事業部、1930年。「社会主義」について、具体的には「闘争方針」にある「失業反対闘争」と「農村窮乏打破のための闘争」を指し、前者は「『社会主義』と最も密着せる闘争」と位置づけられた。

(12) 荒畑寒村「全国大衆党の社会主義化!？」『労農』5巻1号、1931年1月。

(13) 藤井警部『鈴木茂三郎 聴取書』ち4。本資料は人民戦線検挙時の鈴木裁判資料。以下『聴取書』。読みやすさを考慮して片仮名を平仮名に改めた。大原社研所蔵。

(14) 前掲『聴取書』ち4。

(15) 前掲『聴取書』ち5、6。

議会を結成)と対立していたため、合同に反対であった。他方の河野、田所は合同に積極的である。その理由を鈴木は「労農党系の農民組合の稲村が合同論であります為め同じ新潟の大衆党系の農民組合の三宅正一が新潟の農民組合統一の機会を掴む為めに政党の合同に積極的であつたと云ふ事情の外河野、田所等の旧日労党〔日本労農党〕系としては全国大衆党内の労農派と称せらるゝ者〔鈴木らを指す〕の勢力と労農党系と党内で対立させて労農派を牽制せしめんとする考へに出たものと思ひます」と語る⁽¹⁶⁾。

この頃の合同方針は「旧日労党系」の意向が強かったようだ。鈴木は、「第二回大会の運動方針を基礎として(大会は前年十二月……方針書起草は河野密)田所が起草し本部常任委員会の承認を得た合同基準なるものが已にあつたのであります」とする。この基準にある「新党の性質及方針」には「(イ)労働者、農民、一般無産者の社会主義的大衆政党たること／(ロ)階級協調主義反対議会主義反対／(ハ)ファツシヨ排撃／(ニ)帝国主義戦争反対／(ホ)政権獲得を目的とすること」とあつたが、(イ)内の「社会主義的大衆政党」と(ホ)は、共同戦線党論に立つ労農派にとって「疑義」があるものであつた⁽¹⁷⁾。

その理由は、「政権の獲得についても議会主義即ち社会民主主義に非ざる大衆政党が政権の獲得を直接の目標とすることは議会主義に墮する虞れがある」からである⁽¹⁸⁾。先の大会で出た「社会主義」が社民党と通底する「社会民主主義」に転化し、「大右翼」合同にいたることに對する労農派の警戒があつたと考えることができる。

このように、各党間・内で微妙な政治的駆け引きを孕みながら合同問題が進んでいくが、1931年に入ると、社民党と全大党で合同への対応をめぐる大きく明暗が分かれる。

先の大会後、社民党は合同問題をめぐって党内に亀裂が走った。京都府連合会を例に挙げれば、即時合同の立場に立つ津司市太郎、上田蟻善らと共同委員会方式にこだわる社民党本部の対立が発生し、津司、上田が除名される。彼ら合同派は活動組織を京都地方三党合同促進協議会、京都地方無産政党合同同盟と改称しながら合同運動を続けていく(本誌掲載の「無産政党地方議会議員の支持基盤形成」(杉本弘幸)参照)⁽¹⁹⁾。

他方の全大党は、中央執行委員会から1月28日付で各支部連合会宛に「無産政党合同問題に関して」という指令を送り、党上層から攻めるのではなく、各支部・支部連合会レベルで「三党合同促進協議会」を結成するよう指示した⁽²⁰⁾。

その三党合同促進協議会は2月5日に連絡委員会を開催した。社民党3名、全大党5名、労農党1名が参加し、三宅正一を議長、渡辺惣蔵を書記として、各党の合同促進対策や全国遊説、財政確立、ニュース発行、全国労農青年大会への代表派遣などを協議した⁽²¹⁾。

(16) 前掲『聴取書』ち7。

(17) 前掲『聴取書』ち12。

(18) 前掲『聴取書』ち13。

(19) 「社民党京都府連合同派が『合同実現同盟』を結成す」『社会運動通信』378号、1931年1月18日。「社民党本部派を除いて京都地方の実質的の合同成る」『社通』388号、1931年1月30日。以下『社通』。不二出版から復刻されたものを用いた。

(20) 全国大衆党中央執行委員会「本部指令第三号 無産政党合同問題に関して」1931年1月28日。

(21) 「三党合同促進協議会 連絡委員会」『社通』395号、1931年2月7日。全国遊説計画は2月13日開催の会議で決定する(「三党合同促進協議会」『社通』401号、1931年2月15日)。

社民党は合同派を除名でもって対処する一方、全大党と労農党は下からの合同を推し進めていく。

2 全大党の合同方針

全大党が合同方針を決定するのが、2月8日開催の中央執行委員会である。それに先立つ2月3日、三輪寿壯、宮崎龍介、河野密、鈴木茂三郎が合同問題の小委員会を設けた。ここで決められた小委員会案と談話が北村大助と山川均の「無産政党的合同運動と共同戦線党論者の当面の任務」（『労農』5巻3号）で紹介された。山川と同じ労農派の鈴木から資料提供があった可能性が高い。「一、今後の合同運動の主要努力の方向を、所謂『下からの合同』に置く。但し、機械的に上からの働きかけを停止するものではない。」のほか、「二、社民への働きかけは、三党合同促進協議会を通じてなす。」とか、「三、合同実現の期日を、九日〔月〕府県会議員選挙前の六、七月頃か、選挙後の九、十月頃にする。（但し、その何れかは未定）これを以て、党内労働組合系と農民組合系の意見を統一する。」とある。

ここで山川がこだわったのが合同基準である。彼はわざわざ小委員会で交わされた以下の文言を紹介している。「尚この小委員会において、一委員が、『社民は社会民主々義を合同の基準とし、労農党は発展転化論を基準とする。しかるに我が党の合同の基準は党大会において決定された一般運動方針である（即ち、階級的大衆政党論、即ち、共同戦線党論である。）しからば我が党の合同方針は、社民のそれとも労農党のそれとも対立する。そう解釈して差し支えないか？』と質問したに對し、小委員会は一致して『もちろん、そうだ！』と答へた。この事は特に摘記して置く必要がある。』⁽²²⁾ 政党合同を共同戦線党論でリードしたい労農派の意向が露出したものといえよう。

2月8日の第2回中央執行委員会では「合同問題に干する件」が協議された⁽²³⁾。ここで配付された「三党合同運動に関する報告」「合同に関する決議（書記長案）」のうち、前者は全国の合同運動に関する情勢を伝えたものだが⁽²⁴⁾、より重要なものは後者である。この書記長案は先の小委員会案が元になっている⁽²⁵⁾。

河野密から報告された決議案は、主には1月28日付の「無産政党合同問題に関して」を再確認した内容である。「全合同の立場より」労農党に回答し、「合同促進委員会を有つこと」が記されている。書記長案で焦点となったのが第5項の「止むを得ざる場合は次善の策として労農、大衆及び社民合同派を貫く可能なる範囲の合同に邁進すること。」である。討論では菊川忠雄から削除要求があったが、河野、田所輝明、三宅正一の旧日労党系は必要と主張した⁽²⁶⁾。その理由は、三宅によれば、「第五項がなければ、農民組合の内部に於て、全農戦闘化同盟と対立して、農民組合の再建を行ひ〔ママ〕ふことが出来ぬ」からである⁽²⁷⁾。

会議では、書記長案に基づき、以下の項目が字句修正などをへて可決された。これが以後、全大

(22) 北村大助「無産政党的合同運動と共同戦線党論者の当面の任務」『労農』5巻3号、1931年2月15日。

(23) 「第二回中央執行委員会報告」。

(24) 「三党合同運動に関する報告」。

(25) 前掲「無産政党的合同運動と共同戦線党論者の当面の任務」。

(26) 「合同問題を中心に中央執行委員会（一）」『社通』398号、1931年2月11日。

(27) 「合同問題を中心に中央執行委員会（二）」『社通』399号、1931年2月13日。

党の合同運動の指針となる。

- 一、合同実行のために三党合同促進協議会に対し積極的に働きかけること。
- 二、労働組合、農民組合の戦線統一の運動と歩調を合せ合同の完成に邁進すること。
- 三、全合同の立場より労農党に対して回答をなし合同促進委員会を持つこと、第一回の合同促進委員会は二月二十日前後〔と〕すること。
- 四、社民党本部に対して参加の勧誘をなすこと、労農党との合同促進委員会は社民党の回答を待つて開くこと。
- 五、止むを得ざる場合は次善の策として労農、大衆及社民の合同派を貫く可能なる範囲の合同に邁進す。
但し合同完成の時期並に範囲については中央執行委員会並に中央委員会の承認を受くること。
- 六、右の合同方針を実現するため党内に合同特別委員十五名を選任すること⁽²⁸⁾。

このとき、選ばれた各委員も挙げておこう。「小委員」は河野密、鈴木茂三郎、宮崎龍介、山内鉄吉、三宅正一、高山久蔵。合同特別委員は、松谷与二郎を委員長、上条愛一、高山久蔵、三宅正一、水谷長三郎、吉田賢一、田万清臣、河野密、宮崎龍介、鈴木茂三郎、三輪寿壮、浅沼稻次郎、田所輝明、加藤勘十、今村等を委員とする。三党合同促進連絡協議会委員は岡田宗司、黒田壽男、阿部茂夫。労農社民両党に対する回答並勧誘委員は松谷、河野、宮崎、鈴木、三宅である⁽²⁹⁾。

小委員を見ると、宮崎、山内、田万といった旧全国民党関係者が相対的に多い。当初の合同運動は、彼らが旧縁を活かしながら社民党の切り崩しに向けて実務を担い、旧日労党系と労農派が方針、戦略などを担当したものと思われる。くわえて、合同への動きが盛んな新潟、京都を地盤とする三宅、水谷が委員に入った。

また、全労と総連合の幹部、農村運動に関わる田所、三宅の名も見られる。よって、この政党合同は、少なくとも名目的には、全大党の言う「社会主義」実現に向けて他の運動と有機的に連動したものとして構想されていた。そのために「労働組合、農民組合の戦線統一の運動と歩調を合せ」ることが必要であった。前者は、2月7日に全大党支持労組9組合が集まり、全国労働組合準備会を発足させたことを指す⁽³⁰⁾。後者は、全国農民組合の動向が想定されていた。右の合同基準では明記されていないが、府県会選挙への対策が考えられていた。

3 社会民衆党からの批判

政党合同に話を戻せば、2月10日に社民党から全大党に合同の勧誘を謝絶する正式な回答が来た。これを受けて、全大党本部は翌日労農党に対して、自党の合同委員のメンバー15名の名前と

(28) 「戦線統一をめざして合同促進を決議」『全国大衆新聞』28号、1931年2月15日。以下『全大新聞』。

(29) 前掲「第二回中央執行委員会報告」。

(30) 前掲「全国労農大衆党と中間派労働組合——全労と総連合の右翼化過程」参照。

ともに、15日に合同促進委員会を開催したい旨を伝えた⁽³¹⁾。

さらに全大党は12日に第1回合同特別委員会を開き⁽³²⁾、労農党が11日付で合同歓迎の回答をしてきたことへの対応を協議しつつ、第1回合同促進委員会に向けて準備している⁽³³⁾。

ただし、全大党は社民党との合同を諦めていない。この日、社民党合同派に対する情勢が宮崎龍介と岡田宗司から報告された。三党合同促進協議会への積極的働きかけも協議され、同協議会に宮崎が派遣されることや彼の一任で常任書記1名を派遣することが決まった⁽³⁴⁾。

このように、社民党を脱して全民党を結成した宮崎が主要な役割を果たした。この点につき鈴木茂三郎は、「吾党と実現同盟の間に三党合同促進協議会を持たせ宮崎と岡田〔宗司〕との外黒田〔壽男〕、阿部〔茂夫〕を専ら実現同盟の運動に協力させたのであります」と語る⁽³⁵⁾。

それゆえに、『社会民衆新聞』号外は、宮崎を「大衆党幹部の内分裂主義の中心人物」、三党合同実現同盟はその「傀儡と見て差支ない」と記す⁽³⁶⁾。実際、先の2月8日の全大党中央執行委員会で、宮崎は「東京市内は社民党内ブロック結成に努力し十一日夜から積極的活動をすることになつてゐる」などと発言した⁽³⁷⁾。

2月11日とは、社民党で合同促進に積極的だった東京府連有志が中心となって、社会民衆党三党合同実現同盟（以下、実現同盟）の事務所をかまえ、全国的に働きかけていくことになった日を指す⁽³⁸⁾。

そのメンバーは、『三党合同実現同盟ニュース』（4月1日）によれば、常任委員会議長室伏高信、常任中央委員に馬島側、下田金助、森田喜一郎、書記局は書記長下田、書記が大矢和助、平野秀樹、川瀬宏である。連絡委員には京都府連合会から除名された津司市太郎や上田蟻善の名も見える⁽³⁹⁾。

社民党は、足下で切り崩しにあいながらも、この時点では全大党と対立的だったわけではない。2月18日の三党共同無産者大会に参加しているからである。社民党から安部磯雄、亀井貫一郎、西尾末広、小池四郎、山元亀次郎、全大党から麻生久、河野密、松谷与二郎、加藤勘十、労農党から中村高一、山花秀雄ら幹部級の参加が確認できる。ここでは「反動的労働組合法、小作組合法の粉碎」や内閣打倒などを決議した⁽⁴⁰⁾。年始から続く議会闘争無産党共同委員会の共同歩調の影響が

(31) 全国大衆党本部「提議」1931年2月11日。

(32) 「第一回合同特別委員会報告」。なお、ここでは「労働組合、農民組合の戦線統一運動と連絡を取ることに就いても協議され、上条愛一から「労働組合法案報告」が、田所輝明から「農村委員会情勢報告」がなされた。

(33) 「御回答に対す□」1931年2月11日。資料の下半分が破損しているが、労農党から全大党に対して、2月11日付で、合同を歓迎し、合同委員と連絡委員を伝える内容になっている。「合同問題に関する特別委員」は稲村隆一、山崎剣二、額賀二郎、宮向国平、古家実三、安島高行、柏原佐一郎、吉田鋼十郎、石原美行、長井恭三郎、山花秀雄、中村高一、高橋秀暉、糸川二一郎、田部井健次、「連絡委員」は中村、石原、高橋である（「合同問題に関する経過並に方針」『労働農民新聞』128号、1931年3月5日）。「労農党執行委員会」『社通』340号、1931年2月14日。

(34) 前掲「第一回合同特別委員会報告」。

(35) 前掲『聴取書』ち4。

(36) 「大衆党の分裂政策」『社民新聞』号外。

(37) 前掲「戦線統一をめざして合同促進を決議」。

(38) 「社民党の内部に合同実現同盟結成」『全大新聞』28号、1931年2月15日。「社民党合同派の全国結成具体化す」『社通』340号、1931年2月14日。

(39) 『三党合同実現同盟ニュース』「浅沼稻次郎関係文書」13、国会図書館憲政資料室所蔵。

(40) 「暴圧の砲火を浴びて三党合同無産者大会（一）」『社通』405号、1931年2月20日。「暴圧の砲火を浴びて三党合同無産者大会（二）」『社通』406号、1931年2月21日。

及んでいる。その議会闘争無産党共同委員会も、3月5日に労働者農民大会を開催し、各党幹部級が参加して多くの聴衆を集めた⁽⁴¹⁾。

ただし、党同士の合同となると話は別で、全大党と社民党の合同は進捗しなかった。3月3日になると、社民党は「戦線統一に関する指令」を出し、「全国大衆党の態度は、我党内の一部勢力を煽動し、これを合同気運に巻き込まうとするところの「切り取り強盗（合同）主義」に外ならぬ」と批判し⁽⁴²⁾、3月10日に正式な参加拒絶を全大党に通告してきた⁽⁴³⁾。

よって、全大党は労農党との合同交渉に舵を切る。全大党は第2回（2月24日）、第3回（3月11日）の合同特別委員会を開催したうえで⁽⁴⁴⁾、労農党との第1回無産党合同促進委員会を3月15日に開催した⁽⁴⁵⁾。メンバーは、全大党から松谷与二郎、三輪寿壮、河野密、宮崎龍介、浅沼稻次郎、鈴木茂三郎、田所輝明、加藤勘十、三宅正一、皆川利吉が、また党顧問の堺利彦、山崎今朝弥が傍聴として参加。労農党からは山崎常吉、中村高一、石原美行、山花秀雄、田部井健次、稲村隆一、岩井勇蔵、高橋秀暉が、あと顧問の代理として小島が参加した。

全大党側は旧全民政党の宮崎や労農派の鈴木はいるものの、旧日労党系が圧倒的な比率を占める。とくに、全大党の浅沼、田所、三宅、労農党の中村、稲村はいずれも早稲田大学建設者同盟のメンバーで、中村を除く人々は農民運動に尽力した経歴を持つ。

三輪の開会の辞のあと、松谷が議長、石藤（労農）、角田（大衆）が書記となり、河野と石原からそれぞれ自党の情勢報告があった。協議の結果、「声明書」⁽⁴⁶⁾や「決定事項」⁽⁴⁷⁾、社民党への「勧誘状」⁽⁴⁸⁾がまとめられた。とくに目新しい内容はないが、合同促進委員会に連絡委員6名を置くことなどを決定した。実際に、社民党への勧誘も試みられたが、3月27日に議会闘争無産党共同委員会が全大党から申し入れる形で解散しており⁽⁴⁹⁾、全大党と社民党の距離はさらに大きくなった。

4 無産党合同協議会への改組

下からの合同を進める全大党は、3月末から4月2日にかけて常任中央執行委員会、第4回合同特別委員会、緊急常任中央執行委員会を開催し、合同を協議した⁽⁵⁰⁾。ここでの焦点は、社民党合同実現同盟から無産党合同促進委員会に参加申し込みがあった場合は承認することである。もうひと

(41) 「三無産党共同主催の労働者農民大会」『社通』418号、1931年3月7日。「三無産党共同主催の労働者農民大会（二）」『社通』419号、1931年3月8日。「三無産党共同主催の労働者農民大会（三）」『社通』421号、1931年3月11日。

(42) 「大衆党の合同方針は切り取り強盗主義だ」『社通』416号、1931年3月5日。

(43) 「合同問題の進展と社民党の合同回避」『全大新聞』29号、1931年3月25日。

(44) 全国大衆党本部合同特別委員長松谷与二郎「合同特別委員会召集状」1932年3月12日。

(45) 「第一回無産政党合同促進委員会報告」。

(46) 無産党合同促進委員会「声明書」1931年3月15日。

(47) 無産党合同促進委員会「決定事項」1931年3月15日。

(48) 合同促進委員会・全国大衆党・労農党「勧誘状」1931年3月15日。

(49) 「対議会共同委員会解体」『社通』438号、1931年4月1日。

(50) 「大衆党本部常任執行委員会」『社通』438号、1931年4月1日。全国大衆党本部合同特別委員長松谷与二郎「第三回合同特別委員会召集状」1931年3月24日。大原社研には吉田賢一、河野密に宛てたものが所蔵。「大衆党合同特別委員会」『社通』440号、1931年4月3日。

つの論点は選挙対策である。「合同の時期に就ては府県会選挙前に於て成可早くとの合同特別委員会の希望を承認」とある。あわせて、「綱領、政策、規約等に就ては労農党の発展的解消論に就き私的懇談を行つた上なす」ことも決議された⁽⁵¹⁾。

これを労農党との間で協議する会議が4月3日の第2回無産党合同促進委員会である。この回以降、全大党と労農党だけではなく、社民党合同実現同盟も参加した点が大きく変わった点である⁽⁵²⁾。全大党からは松谷与二郎、三輪寿壮、河野密、宮崎龍介、水谷長三郎、浅沼稻次郎、阿部茂夫、労農党からは田部井健次、中村高一、永井〔長井恭三郎カ〕、山花秀雄、小島信一、野村浩、実現同盟からは川瀬宏、平野豊、平野秀樹、磯崎真助、山崎吉助、品田尚一郎が参加した。

主な議事は、社民党合同実現同盟の参加申し込みを受諾することである。これを可決後、実現同盟側の合同促進委員として室伏高信、馬島憊、下田金助、森田喜一郎、大沢勝人、磯崎真助、山崎吉助、平野豊、品田尚一郎、川瀬宏が加わった。

ただし、鈴木茂三郎によれば、「合同協議会に臨んで見ると労農党実現同盟の代表は斗争の経歴とか識見人物と云つた一般的基準から見ますと遙かに見劣りのする」⁽⁵³⁾と述べ、実現同盟に期待していなかった。山川均も「今までのところでは社民党合同派には労働組合分子が非常に少い。質的に言つてもそうだし、量的に見ても決して満足すべき点まで行つてゐない」⁽⁵⁴⁾と述べ、労農派の実現同盟関係者に対する評価は低い。

これは同時期に、全大党支持労組が集まって結成された労働組合同議準備会が「停顿」していることへの焦りもあったためと思われる。鈴木は、日本海員組合が「右翼連盟」（労働立法促進委員会）を引き連れて労働組合同議準備会に参加する見込みがなくなり、「右翼連盟を組合同議〔労働組合同議準備会〕にまで拡大すること」により「もう一つの右翼連盟をつくる」結果になることを警戒していた⁽⁵⁵⁾。共同戦線党論に基づく政党合同が下から突き崩される危険性が出てきたためである。

労働組合の統一戦線の成否は、合同問題だけでなく、来る府県会選挙とも関わっていたと思われる。それゆえ、4月13日に開かれた全大党の第3回中央執行委員会では府県会選挙対策と合同問題が協議された。前者はすでに8日付で選挙準備を促す文書が鈴木茂三郎選挙部長らから各支部連合会に送られている⁽⁵⁶⁾。彼らにしてみれば、選挙対策と合同問題は軌を一にしたものであった。

その合同問題は、三輪寿壮から合同特別委員会報告がなされたうえで、以下の内容が可決された。

- 一 無産党合同特別委員会を「無産党合同協議会」とすること。
- 二 無産党合同協議会は社民党合同実現同盟を更らに精力的に援助し、各党協力して、近時著しく台頭せる社民党関西方面に於ける合同気運を促進すること。
- 三 無産党合同協議会は合同政党の組織の完全を期するため諸般の準備を進むること。
- 四 無産党合同協議会は其の名に於て可及的に日常斗争を共同すること。

(51) 「大衆党本部常任会議」『社通』442号、1931年4月7日。

(52) 「合同特別委員会報告」。

(53) 『聴取書』ち11。

(54) 前掲「無産政党の合同運動と共同戦線党論者の当面の任務」。

(55) 後藤猛「合同運動とその後の発展」『労農』5巻4号、1931年4月。

(56) 全国大衆党選挙部部長鈴木茂三郎・主任織本侃「府県会議員選挙準備に関して」1931年4月8日。

五 合同時期は合同特別委員会に一任すること。

▲ 合同協議会委員は従前通りの合同特別委員とす⁽⁵⁷⁾。

もともとの案では四はなく、浅沼の提案で盛り込まれた。彼は「合同へ行くのには共同闘争が最もよく、又日常闘争が強力になされる故——日常闘争は合同協議会の名に於て行ふ事——の一項を追加したい」と語る。同じ案件で、田所から「労農党との間に全農対策委員会を設置するの件」も提案・可決され、全農への対策が焦点となりつつあった⁽⁵⁸⁾。

この案が労農党、社民党合同実現同盟に対してはかられたのが4月13日の第3回無産党合同促進委員会である⁽⁵⁹⁾。全大党から松谷与二郎、鈴木茂三郎、浅沼稻次郎、加藤勘十、田所輝明、宮崎龍介、水谷長三郎、岡田宗司、三輪寿壮、三宅正一、松本淳三、角田藤三郎、労農党から中村高一、山花秀雄、岩井有蔵、小島信一、石原美行、野村浩、小田孝、社民党合同実現同盟からは室伏高信、菊地清、磯崎真助、佐藤秋月、平野豊、川瀬宏、下田金助、馬島憐が参加した。

松谷を議長、角田（大衆）、野村（労）、川瀬（社）を書記として、三輪、中村、川瀬から各党、団体の情勢報告をして議事に入った。冒頭で、無産党合同促進委員会を無産党合同協議会に変更することで可決した。委員も改めて任命され、全大党から松谷与二郎、三輪寿壮、上条愛一、高山久蔵、三宅正一、水谷長三郎、吉田賢一、田万清臣、河野密、宮崎龍介、浅沼稻次郎、鈴木茂三郎、田所輝明、加藤勘十、今村等（うち三輪、宮崎、浅沼が常任委員）、労農党から岩井有蔵、小島信一、大泉信、中村高一、石原美行、田部井健次、山花秀雄（うち中村、石原、田部井が常任委員）、実現同盟からは大矢和助、川瀬宏、山崎吉助、大沢勝人、平野豊、磯崎真助、馬島憐、森田喜一郎、下田金助、室伏高信（うち川瀬、平野、磯崎が常任委員）となった⁽⁶⁰⁾。

この時の委員会では、無産党合同協議会、労農党、全大党、社民党実現同盟の併記のもとで、「新たなる決意の上に戦線の統一と斗争力の集中をはか」ろうとする「声明書」⁽⁶¹⁾や、新潟、大阪への遊説計画も発表された。また、「全農再建共同闘争委員会設置の件」を協議して可決とあるが、これは田所の動議に基づく⁽⁶²⁾。速記録の方には「全農の再建の為に、共同闘争委員会を組織し三党合同のカンパニアのためのに組織したい。」としてより踏み込んだ発言が綴られた⁽⁶³⁾。選挙対策のためにも労働運動と農民運動の統一戦線は避けて通れない道であった。

この段階になると、「合同に干する諸般の準備に干する件」も議題にのぼる。中央の合同の動きを地方にまで波及させることが目的である。また、「合同政党の任務規定、内容等を定める準備を連絡委員に一任」という具体的な段階に入ろうとしていた。連絡委員の主任に宮崎が選ばれ、書記局の事務を担当した。事務的な話も進み、事務所を芝区田村町荒木ビルに置くこと、連絡委員会を

(57) 大原社研所蔵の「議案」は四はなく、「五、党の日常共同斗争は合同協ギ会の名に於て行ふこと」とあり、「行ふこと」が消され、「可及的に」「日常斗争」「を共同すること」と書き込まれている。またそのあと「六、合同協議会は事務所を設置すること。」「七 合同特別委員は従前通り、合同」とも記載されている。

(58) 「大衆党中央執行委員会」『社通』449号、1931年4月15日。

(59) 「第三回無産党合同促進委員会報告」。

(60) 「無産党合同協議会委員」。

(61) 大原社研には「声明書」案の写しも所蔵されている。

(62) 「促進協議会を解体し三党合同協議会成立」『社通』451号、1931年4月17日。

(63) 「無題」〔同日の委員会速記録〕。

常任委員会、連絡委員を常任委員と改称することも決まった。

5 統一戦線と府県会選挙

4月15日、無産党合同協議会の第1回常任委員会が開催された⁽⁶⁴⁾。参加者は平野豊、下田金助、佐藤秋月、川瀬宏（以上実現同盟）、三輪寿壮、浅沼稻次郎、宮崎龍介（以上全大党）、中村高一、大泉信（以上労農党）である。以後、合同方針を実務的に作成していくのが彼らになる。宮崎が議長をつとめ、各党から1名書記を出して、「社民党支部に対する勧誘状発送の件」「合同準備に干する件」「全農再建に関する件」などの議事を話し合った。

「勧誘状」はいかに自分たちの活動が社民党に食い込んでいるかを宣伝したものである⁽⁶⁵⁾。こうした合同協議会側の攻勢に対して、社民党側は有効な手を打つことができなかった。社民党中央執行委員会は「指令第四号 合同問題に関する指令」（4月14日付）を出して、「合同実現同盟」を分裂主義として批判し、川瀬や馬島を除名処分にするなど、後手の対応に終始する⁽⁶⁶⁾。

次に、「合同準備に干する件」の議事では「合同政党の任務、規定、内容に干しては、組織方針書の原案を各派には次回委員会までに持ち寄ること」として実務的な協議を進めた。この合同準備に肉付けするための活動も話し合われた。具体的には、長野、立川、関西方面への遊説計画や、社民党合同実現同盟を中心にニュースを発行することである⁽⁶⁷⁾。

しかし、時節柄もっとも重要なのは最後の「全農再建に干する件」であったと思われる。この委員会では田所輝明、角田藤三郎、平野学（以上全大党）、高橋秀暉、石原美行（以上労農党）、下田金助、佐藤秋月（以上実現同盟）に一任された。

この「全農再建」とは、本論「はじめに」で述べた「全農革命」を指す。以下、前掲太田論文に依拠しつつ見ていこう。4月1日付の『全国大衆新聞』号外一面には「全農革命」の第一線 農民戦線再建の闘争」という記事が掲載された。これは3月7～10日に開催された全農第4回大会の様態を伝えたものである。号外にしたのは三宅正一ら全大党、労農党関係者の「無産党支持派」が、この大会で「赤色農民組合化排撃の大衆的カムパニア」を展開したことを伝えるためであった。

この「二回戦」として設定されたのが4月23、24日に開催された全農の拡大中央委員会であった。田所輝明（全大党農村委員会）はこの委員会を「吾々無産政党派と政党否認派の対立の延長戦」としたうえで総動員をもって戦うことを呼びかける文書を13日付で作成した⁽⁶⁸⁾。翌日付の追伸では、4月22日に大阪で全大党・労農党関係の全農中央委員及び府県代表の全国的打ち合わせ会を開くことも呼びかけている⁽⁶⁹⁾。

全大党は4月2日の関西農村代表者会議での作戦立案、4月中旬における労農党との間での全農

(64) 無産党合同協議会「報告書」1931年4月16日。

(65) 無産党合同協議会「勧誘状」1931年4月16日。

(66) 社会民衆党中央執行委員「指令第四号 合同問題に関する指令」1931年4月14日。

(67) 『無産党合同協議会ニュース』第1号（1931年4月15日）が刊行された。次号以降は不明。長野、北海道の情勢報告、無産党合同協議会の内容、勧誘状などを記載。

(68) 田所輝明「無題」1931年4月13日。

(69) 田所輝明「無題」1931年4月14日。同文書には「秘」印あり。

共同対策委員会組織など準備を進めたうえで、拡大中央委員会に臨んだ。ここでの大きな変更は、中央委員会に続く拡大中央委員会で運動方針大綱に「無産政党と共同の下に」「労働者農民の政治的自由獲得の闘争を通じてなされる」との文言が加わった点である。これは全農における無産政党支援への方向転換であり、全大党の言葉では「全農革命」の成就であった。

ただし、同じく全大党が取り組んだ労働組合の統一戦線は停顿していた。『全国大衆新聞』31号（1931年5月10日）の社説「統一主義のために」では、「党にあつては三党合同の促進、農民戦線にあつては全農の再建、労働戦線にあつては組合会議〔全国労働組合会議〕の結成、このトリオが現下に於て大衆党に課せられた任務である而してそれ等の総てをめぐつて使命の遂行を妨ぐるものは大右翼主義である」ことが述べられている⁽⁷⁰⁾。

政党合同の話に戻れば、全大党は4月20日に常任中央執行委員会を開催した。宮崎から合同委員会の報告がなされたものの、主な議題は府県会選挙闘争であった⁽⁷¹⁾。この闘争にあたって「関西方面は事務局一任」とあるように、関西方面の動向に気を配っている。実際、4月24日に麻生、松谷、宮崎、河野、三輪、浅沼、堺ら合同委員および常任が大阪へ出張し、「関西方面との諒解を得、府県会選挙前執行に打合せ」をした⁽⁷²⁾。大阪では全労大阪勢力（元日本労働総同盟で旧全民党支持労組）と総連合の関係はうまくいっていなかったため、その調整と思われる。

無産党合同協議会の第3回常任委員会は5月8日に開催された（実質的に第2回か）⁽⁷³⁾。出席者は、労農から中村高一、田部井健次、石原美行、稲村隆一、社民合同実現同盟から川瀬宏、平野秀樹、平野豊、全大党からは松谷与二郎、三輪寿壮、浅沼稻次郎（宮崎に代わり常任就任）、河野密である。協議内容はこれまでの活動を確認しつつ、5月20日までに各党・団体別に綱領、政策、規約、運動方針、党名役員選出の基準原案を作成し、20日に次回常任委員会を開催することになった。

このため、全大党は5月13日に第5回合同特別委員会を開催し、松谷、三輪、河野、鈴木茂三郎、浅沼、三宅正一、上条愛一、阿部茂夫、田所、半谷玉三の参加のもと、「一、合同協議会へ提出すべき綱領、政策、規約、運動方針、役員選出基準の原案作成を左の委員に一任。／委員 河野密、田所輝明、鈴木茂三郎、宮崎龍介、浅沼稻次郎／一、党名は各委員が考へること、／一、合同大会の期日——七月五日。」などの事項を決定した⁽⁷⁴⁾。以上の項目は常任中央執行委員会（5月14日）、常任委員会（15日）で承認を得てから、第6回合同特別委員会（5月20日）で原案の審議を行った⁽⁷⁵⁾。

全大党本部は先の常任委員会の経過を、「三党合同に関する指令」（5月15日付）で各支部・支部連合会に伝えた⁽⁷⁶⁾。同指令には、先の常任委員会の報告では記されていない合同大会の開催

(70) 「統一主義のため」『全大新聞』31号、1931年5月10日。

(71) 「大衆党本部常任会議」『社通』459号、1931年4月26日。

(72) 「全国大衆党合同特別委員会報告」。

(73) 「第三回合同協議会常任委員会報告」。同文書では第3回、前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第2回と記載。第2回の常任委員会報告は確認されていない。

(74) 全国大衆党合同特別委員長松谷与二郎「第六回合同特別委員会召集状」1931年5月17日。

(75) 前掲「第六回合同特別委員会召集状」には5月19日開催で招集状を送るとあるが、第1回から第10回までの記録をまとめた前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」には20日開催と記載。

(76) 全国大衆党中央執行委員会「本部指令第八号 三党合同に関する指令」。

日（7月5日）が記載されたが、まだ公式決定ではなかったと思われる。なお、ここには「地方合同の完成こそが合同の実質的完成であるばかりでなく、九月の府県会選挙に臨む陣容整備のために特に重要」として合同促進が府県会選挙に有用であることが明記されている。

6 綱領・宣言・政策

次の常任委員会までの間に各党、団体が合同案を練ることになったが、ここではたたき台となった全大党のものをみていこう。確認できているのは、①「合同政党綱領（草案）」、②「合同政党宣言（草案）」、③「（一九三一年五月二十日無産党合同協議会常任委員会提出）合同政党規約骨子草案（全国大衆党案）」、④「（無産党合同協議会提出）合同政党規約草案（全国大衆答案）」〔規約を政策と訂正〕である。

まず①「合同政党綱領（草案）」と②「合同政党宣言（草案）」である。①の内容は、以下のよう
に「はしがき」と「綱領」からなる。

一、はしがき

大衆政党の綱領は、大衆政党の正しき本質の基礎の上に決定されねばならない。我党は大衆政党の本質を次の如く規定する。

- （一）大衆政党は労働者、農民、無産市民其他一切の被圧迫社会層の日常政治闘争の組織である。
- （二）大衆政党は是等の社会層が、金融資本を中心とする資本家及び地主の同盟としての帝国主義ブルジョアジーの支配に対して共通の階級利害を有することを以つて、結合の基礎とする大衆的政党である。
- （三）故に、大衆政党は資本主義社会の変革過程に関する特殊な教義を条件として党員の資格を限定するものではなく、苟も階級利害の一致を認め、かゝる階級的立場に立つて、この利害のために帝国主義ブルジョアジーの支配と闘はんとする一切の勢力を結合するものである。

二、綱領

- 一、我党は、労働者、農民、無産市民其他一切の被圧迫大衆の利益を代表し、それが擁護伸張のために闘ふ。
- 二、我党は有産階級の壟断する政治的、経済的、社会的、文化的諸制度を根本的に改革し、以つて無産階級解放のために闘ふ。
- 三、我党は労働組合、農民組合、其他無産大衆組織の統一、拡大強化に努め、これが目的達成のために闘ふ⁽⁷⁷⁾。

(77) 「合同政党綱領（草案）」。これは全大党の「綱領」と近い。第1条では「それが擁護伸張のために闘ふ」、第2条では「根本的」が加わった。もっとも変わったのが第3条で、「無産大衆の合法的組織力を以て」が「労働組合、農民組合、其他無産大衆組織の統一、拡大強化に努め」に変わった。

①の「私案」も、無記名だが残されている⁽⁷⁸⁾。内容は「大衆政党の本質」と「運動方針（宣言の重要部分）」の2本立てである。「大衆政党の本質」は①の「はしがき」と類似した3条、その3条に対する自身のコメント4条が列記されている。「小委員会がそのまゝになつていきますから、進行をはかるために、私案をつくりましたが私は河野君に原案をつくつてもらひたいと存じます、その際御参考にしていただきたいと思ひます」などとある。

他方の「運動方針（宣言）」は②作成に向けた案だろう。客観情勢、社民党に関するコメントがあり、「理論体系としての社会民主主義」に反対するのではなく、その実践が無産大衆の階級的利害に反するかぎり、その実践に反対すると記載されている。

①は、鈴木茂三郎の私案がもとになっているとされているので、上記の「私案」は鈴木のものかもしれない。後年の鈴木の本論によれば、「諸種の事情例へば合同政党は必ずしも完全な共同戦線党の理論を其まゝ取り上げるには不相当だと考へ実状に対応して可能な限り共同戦線党の理論をはつきりさせたひと思つて立案」した。よって、「我党はブルジョア支配に対する現実の利害と共通の斗争に基いて労働者農民無産市民其他一切の反ブルジョア勢力（被圧迫大衆）を鞏固なる単一政治戦線に結成して闘ふ」という綱領案を作成した。これを全大党合同特別委員会に参考案として提出したうえで、①とはほぼ同じ内容の「正案」を提出して可決された。あわせて、同案の前文を「合同大衆の宣言草案」とすることも可決された⁽⁷⁹⁾。

実際は、②「合同政党宣言（草案）」が別途作成された⁽⁸⁰⁾。鈴木によれば、全大党提案の草案を基礎に自身で起草したとされる⁽⁸¹⁾。内容は「一般的客観的状況」の7項目と「大衆政党当面の闘争の方向」の6項目からなる。まとめると、「第三期」論に基づく資本主義の危機深化と「金融資本を中心とする資本家、地主の同盟たる帝国主義ブルジョアジー」の攻勢、それによる政治的日常生活闘争や争議の激化、帝国主義戦争の脅威が高まる、という見通しである。

これに対する主な闘争対象は社会民衆党の幹部に設定された。「社会民衆党の官僚幹部に対する闘争」の要点は2点ある。「社会民主主義」という看板に対する批判と、その存在と運動が「帝国主義ブルジョアジー」の支援になっていることに対する批判である。

次に③「合同政党規約骨子草案（全国大衆党案）」を見てみよう⁽⁸²⁾。これは、「大綱」と「規約骨子」からなる。「大綱」は「一、民主主義的中央集権の組織／一、闘争力の拡大強化、大衆動員のための組織／一、党の統制の必要／一、労働組合、農民組合の連絡を緊密ならしめるための特別委員会の組織」と記される。「規約骨子」は全部で8章からなる。第1章総則、第2章機関、第3章本部役員、第4章組織、第5章入党及脱退、第6章党費及会計、第7章規律、第8章附則で、とくに機関と本部役員は詳しく記載された⁽⁸³⁾。

「大綱」の「民主主義的中央集権の組織」は、全大党の「組織方針」にある「党内統制の確立

(78) 「大衆政党の本質／運動方針（宣言の重要部分）」。

(79) 前掲『聴取書』ち13。

(80) 「合同政党宣言（草案）」。

(81) 前掲『聴取書』ち16。

(82) 「合同政党規約骨子草案（全国大衆党案）」。

(83) これをさらに詳しくした「規約（草案）」も大原社研で確認されている。浅沼の名前と書き込みがある。

——民主的中央集権制の確立」に基づくものと思われる⁽⁸⁴⁾。他にも、「統制」の文言があるように、運動に耐えうる組織のあり方をいかに規定するかに全大党が気を配っていたことを表す。

最後の④「合同政党規約草案（全国大衆党案）」は「規約」の文字から線を引いて「政策」と書き込みがあるように、内容は政策案である⁽⁸⁵⁾。全11章から構成され、政治、外交、行政、軍制、裁判制度、財政、税制、教育、労働、農村、社会からなる。全大党の「政策」を踏まえて作成されたと思われるが、より踏み込んだ内容となった。例えば、冒頭の「政治」では「四、枢密院、貴族院の廃止／五、緊急勅令並に政治警察の廃止、機密費の廃止」が加筆された。

これは、全大党本部が5月15日に発表した文書「三大整理問題に対する我党の態度」が関わる。同文書は「政治組織の改革」「財政の改革」からなり、前者では枢密院や貴族院の廃止、衆議院の権限拡張、植民地自治の確立、帷幄上奏権の廃止、参謀本部、海軍軍令部の廃止などが盛り込まれている⁽⁸⁶⁾。

総じて言えば、綱領、政策とも全大党結党時よりも急進的になっていることが確認できる。

7 綱領の検討と「大衆的結合体」

各党・団体の案を持ち寄って検討が始まるのが、5月20日の第4回合同協議会常任委員会である⁽⁸⁷⁾。出席者は、実現同盟から下田金助、平野豊、川瀬宏、磯崎真助、佐藤秋月、労農党から田部井健次、石原美行、山花秀雄、中村高一、山崎吉助、全大党から松谷与二郎、三輪寿壮、田所輝明、浅沼稻次郎、鈴木茂三郎である。

ただし、意見がまとまらず、内容の検討までには入っていない⁽⁸⁸⁾。ここで決まったのは協議事項の順序である。綱領、政策、規約、運動方針、役員、選出基準、党名となった。また次回の常任委員会開催日（5月25日）と合同大会期日（7月5日）が決まった。

内容の協議が始まるのが6月5日の第5回合同協議会常任委員会からである⁽⁸⁹⁾。出席者は、全大党から三輪、河野密、鈴木、田所、浅沼、岡田宗司、労農党から田部井、中村、石原、実現同盟から下田、磯崎、平野、川瀬、佐藤である。ここでようやく綱領について協議された。

労農党の綱領草案については、「一、新党が労働者、農民、無産市民、等一切の被圧迫大衆の日常利益擁護伸張のために斗ふものであること／二、新党が労働組合、農民組合の拡大強化のために斗ふものであること／三、新党が全労働者、農民大衆の戦斗的提言確立のために斗ふものであること／四、新党が全被^マ圧大衆の解放を目標として斗ふものであること」というものである⁽⁹⁰⁾。

(84) 前掲『全国大衆党大会議案 第二回』。

(85) 大原社研には書き込みのある「合同政党規約草案（全国大衆党案）」が所蔵。

(86) 全国大衆党本部「三大整理問題に対する我党の態度」1931年5月15日。

(87) 無産党合同協議会本部「報告書」1931年5月22日。前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第3回と記載。

(88) 「合同の大会日取り正式に決定」『社通』482号、1931年5月24日。

(89) 無産党合同協議会本部「報告書」（1931年6月6日）では第5回、前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第4回、「無産党合同協議会常任委員会報告（第六回—第九回）」では第7回と記載のうえ参加者も少し異なる。

(90) 「合同政党綱領私案（全国大衆党のものを基礎とす）。作成主体は不明で、冒頭に「合同政党綱領私案」が、次に「参考（一）労農党草案」「参考（二）」が掲載されている。この労農党草案を若干訂正したものが「新党と各党の綱領並に提出原案」（『社通』500号、1931年6月14日）に掲載。

社民党合同実現同盟の綱領は、23日に実現同盟が全国協議会を開催したときに検討された。その内容は、「一、我等は資本主義制度を改革し一切の被圧迫大衆の解放を期す。／二、我等は合法的手段をもつて階級闘争を行ひ、その目的の貫徹を期す。／三、我党は無産党の名を冠するブルジョア第三党を排撃す。」というものだが、審議の結果、「改革し」が「打倒し」に、第三項は削除して、かわりに「我党は一切の無産勢力の統一を期す」旨の文言を入れることになった⁽⁹¹⁾。これ以外にも、実現同盟作成の「合同政党々則（草案）」もあるが、第1章の名称「日本無産党（又は社会党）」と第4章の機関以外は具体的なことは記されていない⁽⁹²⁾。

各党・団体の案を持ち寄って協議した結果、以下の「綱領（草案）」が決定した。「一、我党は、労働者、農民、無産市民の大衆の結合体として全被圧迫大衆の日常的利益の擁護伸張のために闘ふ。／二、我党は、資本主義的諸制度を根本的に改革し、以つて無産階級の解放を期す。／三、我党は、労働組合、農民組合、其他無産大衆諸組織の統一拡大強化に努め、これが目的達成のために闘ふ。」⁽⁹³⁾ 全大党、労農党、実現同盟の綱領、綱領案と比べると、全大党の綱領案をもとに議論されたことが明瞭である。ただ、全大党案がそのまま採用されたわけではない。一で「大衆的結合体として」の文言が新たに入っているし、二で「有産階級の壟断する政治的、経済的、社会的、文化的諸制度」が「資本主義的諸制度」となった。

「大衆的結合体」の文言は、前掲大野論文でも言及があるように、山川均「新合同と新任務」（『労農』5巻7号、1931年7月）に説明がある。山川は第1条を評価して、「新政党の行動の基準」と同時に「新政党の本質を明確に規定したもの」であり、「全国大衆党の創立宣言は、大衆的な結合体としての党の性質を、すでに明瞭に言ひ表はしてゐた」とする⁽⁹⁴⁾。全大党内外の合同論を牽制しつつ、共同戦線党論に則ることを強調したものであった。

ただ、すんなりと事が運んだわけではない。「四畳半式討議」を警戒する労農党本部は、6日に各支部並びに連合会に「本部指令 合同問題に関する件」「合同協議会の最近の状況について」を送付した。これは、労働者農民党、全国労働党の党名、綱領、政策、役員選出などの案やこれまでの合同経緯をまとめた「合同協議に関する方針書」を伝えることで「大衆討議」を促すためであった⁽⁹⁵⁾。

労農党側には合同に向けて気になる動きもあった。労農党支持労組の日本労働組合総評議会関西地方評議会が6月11日付で「無産政党合同に関する声明書」を発表したことである。同会は、合同を「階級的裏切り社会民主主義者との協同」と批判して合同に反対した⁽⁹⁶⁾。同会にとってもっとも懸念すべき点は、日本海員組合が提唱した「大右翼労働組合結成の下準備」である日本労働倶楽部に全大党支持労組が参加することであった⁽⁹⁷⁾。実際、6月25日に「右派」と「中間派」の労組が

(91) 「合同大会を前に新党の綱領草案を審議」『社通』483号、1931年5月26日。前掲「新党と各党の綱領並に提出原案」。

(92) 社民党合同実現同盟「合同政党々則（草案）」。作成日時は書いていないが、合同政党の名前を「日本無産党」とあることから全国労農大衆党結党時の文書であると判断した。

(93) 前掲「報告書」1931年6月6日。ただしのちに3条中の「統一」が削除されている。

(94) 山川均「新合同と新任務」『労農』5巻7号、1931年7月。

(95) 「労農党本部指令」「合同協議に関する方針書（一）」『社通』498号、1931年6月12日。「労農党本部通達」「合同協議に関する方針書（二）」『社通』499号、1931年6月13日。

(96) 「総評関西評議会 果然、合同に反対」『社通』502号、1931年6月17日。

(97) 前掲「総評関西評議会 果然、合同に反対」。

まとまることで、日本労働倶楽部が設立され、彼らの危惧は現実のものとなる。

8 政党合同に向けた交渉

6月8日に開かれた第8回合同協議会常任委員会で、各党の政策案が持ち寄られた⁽⁹⁸⁾。出席者は、実現同盟から下田金助、川瀬宏、平野豊、磯崎真助、大矢和助、労農党から田部井健次、石原美行、中村高一、全大党から田所輝明、三輪寿壮、河野密、宮崎龍介、岡田宗司、鈴木茂三郎、浅沼稻次郎である。この場ですぐに検討とはいかず、各党から1名（河野、田部井、磯崎）を選んで検討することになった。

その内容が決まり、第9回合同協議会常任委員会に戻されたのが6月13日である。労農から田部井、中村、実現同盟から平野、川瀬、下田、全大党から宮崎、浅沼、岡田、三輪、鈴木が参加した。田部井から政策小委員会の報告があった⁽⁹⁹⁾。

以下で、④と比較しながら、「合同政党政策（草案）」の内容を見ていこう（57頁参照）。以前の④の全大党案では11章あったが、今回は、行政、外交、軍政、司法、財政、労働、農村、社会の8章である。3章減ったのは、政治と行政が行政に、財政と税制が財政に統一され、教育が社会へ組み込まれたためである。

紙数の関係から、冒頭の「行政」「外交」のみ違いを見ておきたい。政治と行政が統一されたため、「行政」の後半で知事市長の一般投票による公選や地方議会の権限拡張などが盛り込まれた。これは府県選挙を考慮に入れたものと思われる。全体としてやや急進化した内容で、「行政」では戒厳令の廃止が盛り込まれた。「外交」は「不平等条約の即時撤廃」が「帝国主義的侵略政策絶対反対」に変更されたが、これは全大党の旧来の「政策」に回帰した格好となった。

なお、この第9回常任委員会では以下の「中心スローガン」も決定された。「一、言論出版集会結社の自由！／二、労働者農民無産市民に対する課税の撤廃！／三、解雇賃下絶対反対！／四、失業者の生活を保証しろ！／五、土地を農民へ！／六、一切の帝国主義軍備撤廃！／七、植民地民族の解放！／八、帝国主義戦争絶対反対！／九、資本家地主の政府打倒！／十、搾取なき社会の建設！」⁽¹⁰⁰⁾。この内容が後々問題となる。

6月17日に第10回合同協議会常任委員会が開催された。全大党から宮崎、鈴木、浅沼、河野、労農党から中村、田部井、山崎、飯田五平、実現同盟から大矢、磯崎、平野が参加した。この場で規約を検討したうえで、次期委員会の日（22日）を決定した⁽¹⁰¹⁾。規約まで決定とはいかず、石原、田部井、川瀬、磯崎、浅沼、岡田が小委員に任命されて協議を続けた。

この間、全大党は6月15日に第7回合同特別委員会を開催して、合同大会を7月5日決行、常

(98) 「無産党合同協議会常任委員会報告（第六回—第九回）」では第8回、前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第5回と記載。

(99) 「無産党合同協議会常任委員会報告（第六回—第九回）」では第9回、前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第6回と記載。

(100) 「無産党合同協議会常任委員会報告（第六回—第九回）」。

(101) 「無産党合同協議会常任委員会報告（第六回—第九回）」では第10回の予告があるが、前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」では第7回と記載。

任会議開催要求、合同常任会議（委員会）対策、役員選出比率などを話し合った⁽¹⁰²⁾。また、18日に中央常任委員会を開催し、宮崎が合同問題について報告したうえで、合同協議会での決定事項（綱領、政策、中心スローガン）を議事にかけて可決した⁽¹⁰³⁾。『全国大衆新聞』32号（6月20日付）には「大衆の要望を具現し三党合同愈々成る」の記事を一面に載せて、「合同に到る経過報告 合同特別委員会」の簡単な経過とともに、「合同政綱綱領」「合同政政策」「中心スローガン」を掲載した⁽¹⁰⁴⁾。

同じ6月20日には、全大党本部から各支部・支部連合会に宛てて「無産党合同に干して」という指令を送った。これは7月3日の合同特別委員会、常任中央執行委員会、7月4日の中央執行委員会、中央委員会、そして7月5日の合同大会開催を伝えるためである⁽¹⁰⁵⁾。興味深いのは、文書の中で「合同の完成に先ち、何等の支障なしとは言ひ得ない」として、日本労働組合総評議会関西地方評議会が声明を出して合同運動に距離を取る態度を見せたことを伝えたことである。

このようなイレギュラーな動きはありつつも、全体として見れば、合同に向けて進捗した。無産党合同協議会の常任委員会が6月23日（9回）、25日（10回）、28日（11回）と連続で開催され、各党の委員によって規約、宣言、運動方針、役員選出比率、代議員選出、規約、役員選出が協議された⁽¹⁰⁶⁾。

29日にも常任委員会を開いた。合同大会は7月5日の1日のみ、未決定事項は常任委員会で取り急ぎ決定したあと合同協議会全体会議の議に付すこと、合同大会準備委員会を設けることが決まった⁽¹⁰⁷⁾。この時点でまだ決まっていないのは、党名、役員、規約、運動方針、中央執行委員その他である。党名候補は、労農党から労働者農民党、全国労農党、実現同盟から日本無産党、全大党から大衆党、日本無産大衆党の各案が出ていた⁽¹⁰⁸⁾。

このうち難航の予兆があったのは党首であった。全大党は議長の前田久を、労農党は委員長の大山郁夫を考えていた。ただし、大山は28日付で党首推薦辞退の声明を出したため、労農党は全大党に党首を譲る。他方の全大党は、29日の中央執行委員会で前田が党首を辞退したが認めず、前田を推す。しかし、労農党の方は前田絶対反対と書記長を労農党から出すことを主張した⁽¹⁰⁹⁾。

懸案の党名と党首の選定は、30日の合同協議会全体会議にもちこされた⁽¹¹⁰⁾。まず党名は全国労農大衆党に決定し承認された。これは全大党の「腹案」であったという⁽¹¹¹⁾。次に党首については、実現同盟から妥協案が出され、党首を置かないことにした。代わりに書記長を置くが、この選任は

(102) 前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」。

(103) 「大衆党本部常任会議」『社通』506号、1931年6月21日。

(104) 「大衆の要望を具現し三党合同愈々成る」『全大新聞』32号、1931年6月20日。

(105) 全国大衆党本部「本部指令第十一号 無産党合同に干して」1931年6月20日。

(106) 前掲「全国大衆党合同特別委員会報告」。無産党合同協議会本部「報告書」。同文書は1931年6月23日常任委員会報告書の下書きである。

(107) 「三派合同大会 来る五日断行確定」『社通』515号、1931年7月2日。

(108) 前掲『聴取書』ち15。

(109) 「労農党、総評の有志 前田氏の党首就任に反対声明」『社通』515号、1931年7月2日。

(110) 全国大衆党本部「本部指令第十二号 無産政党合同に関する緊急指令」1931年7月1日。

(111) 前掲『聴取書』ち15。

全大党に一任された。この段階では三輪寿壯全大党書記長が有力視されている⁽¹¹²⁾。

その後、党の方針、役員割り当てなどを話し合った。まず綱領・政策は一部字句の修正を行ったうえで常任委員会の決定を承認し、党支部組織の基準は従来通りとして小委員会で規約案を作成する、中央委員140名は各党の実勢力に比例して地方連合会で選出する、中央執行委員40名は中央委員数に比例して各派より割り当てることなどが決まった。

それ以外では、大会を控え、大会議長、副議長の選任は大会準備委員（各派5名ずつ選出）に一任すること、大会の代議員数は各派平等にすることになった（のち各党150名に決定）⁽¹¹³⁾。

やや火種として残ったのが運動方針である。これは全大党で作成した原案を承認し⁽¹¹⁴⁾、細目は小委員会に一任することが決まったものの、1日の合同協議会で、労農党が自党案を出してきて一致点を見ていない。

9 結党大会

こうしたなか、合同に向けて思わぬところから横やりがきた。7月1日に、特高課長の指示を受けた愛宕警察署長から、合同政党綱領の「二、我党は、資本主義的諸制度を根本的に改革し、以つて無産階級の解放を期す。」のうち「根本的に」の削除命令が下った。また、スローガンのうち「五、土地を農民へ！／六、一切の帝国主義軍備撤廃！／九、資本家地主の政府打倒！／十、搾取なき社会の建設！」、政策のうち「枢密院、貴族院の廃止」「戒厳令及び緊急勅令の廃止」「帷幄上奏権の廃止」「参謀本部、海軍軍令部の廃止」「憲兵制度、軍法会議の廃止」の削除を命じた。

これに対し、労農党の合同特別委員会は1日夜に、「ブル政府のこの暴圧に対して、一步も譲歩せず三党大衆と共に断固として決死的闘争を敢行する」などの決議を発表した⁽¹¹⁵⁾。

全大党本部も2日に「決議」を発表した。ただし、政府の「末節的干渉」を批判しながらも、「我等の当面の集中的目標は新合同政党そのものの不動の結成にあるが故に、かゝる場合にこそ吾等の戦術は特に弾力性を発揮せねばならぬ」として、労農党とは少し異なる態度を見せた⁽¹¹⁶⁾。

合同協議会も、本部で善後策を協議する会合をもった。全大党側は、内務大臣を訪問して嚴重抗議することを提案、これに対し労農党側は抗議の必要なしとした。労農党は、規定の綱領・政策をかかげて合同大会に出すか、大会で選考委員をあげて策定しなすことを提案して、意見が割れた。社民党合同実現同盟は全大党の意見を支持した。

全大党は、やはり合同大会解散や結党禁止を避けるためにも、合同協議会で合同大会を守る案を

(112) 「『全国労農大衆党』三派合同愈々確定す」『社通』516号、1931年7月3日。

(113) 「『全国労農大衆党』無産党の合同決定」『東京朝日新聞』1931年7月1日付朝刊。以下『東朝』。

(114) 運動方針案と思われるものは大原社研で2種類確認されている。「当面の運動方針大綱」と「当面の運動方針」である。前者には「一般的客観状勢」が記され、後者は「当面の運動方針」が記された。後者には「備考」として「之れは六月廿五日夜の合同協議会の決定即ち大衆党の略な運動方針を作らんが為めに選れた起草委員会に提出」とある。

(115) 「無産新党に弾圧下る」『東朝』1932年7月2日付朝刊。

(116) 全国大衆党本部「決議」7月2日。

作るという譲歩を打ち出した。内務大臣への抗議も労農党に回答を求めて、深夜遅く散会となった⁽¹¹⁷⁾。

労農党はその後、翌日朝まで幹部会を開催し、この問題を協議した。内務大臣への抗議ではなく「政治的に難局を打開し合同を完成する途はあり得る」として全大党との距離は縮まっていない。また、今回の一件をある意味で活用して、綱領第2項は撤回して政治的自由獲得という意味の綱領を加えたいと主張した。また、削除を命ぜられたスローガンの放棄は避けたいなどの回答もあわせて3日午後2時に全大党に回答した。懇談も行ったが、合同協議会でも話し合うことになった⁽¹¹⁸⁾。

これに付随して、別の問題が浮上した。労農党がこの段階で、新党の運動方針書を大会で発表し、全大党の運動方針書が提出されれば、大会で討論して決定したいと言い出した⁽¹¹⁹⁾。労農党本部が提出した運動方針書とは「合同政党に関する一般運動方針大綱（草案）」で、新党の任務と運動を規定したものであった。「新合同政党は、労働組合と農民組合と無産市民団体とを鞏固に結びつけることによつて、労働者農民、無産市民の諸闘争を常に共同闘争に導き、その闘争を統制（統一、整理）することを任務とするところの政党である」として⁽¹²⁰⁾、前衛党の名残を残していた。また、同時期に進む日本労働倶楽部結成をめぐる状況について、「一部幹部の大右翼結成の陰謀を粉碎すべき」として、新労組の「右翼」化を左から牽制した。

削除命令への対応については、記事には出ていないが、合同協議会で話し合われ、「根本的」を「徹底的」に修正するほか、他の命令も受け入れる措置を執ることに決まったものと思われる。

予定通りの4日に全大党は拡大中央委員会と中央委員会を開催した。ここで合同への最後の態度が協議されるが、万事順風とはいかなかった。これは、労農党支持労組の日本労働組合総評議会（以下総評議会）を含む合同に対して反対意見が出たためである。とはいえ、休憩を挟んで府県代表のみで話し合った結果、合同は「立党の方針」であり「挙党一致」で臨むことになった⁽¹²¹⁾。

同じ問題が労農党の側でも起こっている。4日に開催された拡大中央委員会で、石原から合同問題が説明されると、麻生書記長案に対して総評議会代表から反対意見が出た。この意見に対しては、全国農民組合から書記長の人物如何にかかわらず合同を、という意見もあり、議論が沸騰した。その後の議論もまとまらず、日をまたいだ5日0時45分に総評議会大阪側委員が退場した。このあとも中央委員会は継続され、最終的に麻生委員長就任を承認したうえで、合同完成に努力することになった⁽¹²²⁾。

それから約12時間後の5日正午から三派合同大会は開かれた。白服の警官隊と各党の警備隊が警戒するものものしい雰囲気の中かで代議員622名が集まった⁽¹²³⁾。

司会の浅沼稻次郎が開会を宣言し、松谷与二郎が議長、副議長山崎常吉、室伏高信、田万清臣が選ばれた。松谷の挨拶後、書記、大会執行委員、資格審査委員の任命のあと、祝辞朗読が続いた。

(117) 「削除命令への善処未決」『東朝』1931年7月3日付朝刊。「弾圧対策で意見一致せず」『社通』518号、1931年7月5日。

(118) 「労農党の態度決定」『社通』518号、1931年7月5日。

(119) 前掲「弾圧対策で意見一致せず」。

(120) 労農党本部「合同政党に関する一般運動方針大綱（一）（草案）」『社通』517号、1931年7月4日。労農党本部「合同政党に関する一般運動方針大綱（二）（草案）」『社通』518号、1931年7月5日。

(121) 「産みの苦を経てけふ合同大会」『東朝』1931年7月5日付朝刊。

(122) 「総評議会大阪側遂に退席す」『東朝』1931年7月5日付朝刊。

(123) 以降の記述は「全国労農大衆党 結成大会・中央委員会・中央執行委員会速記録」と『社通』に依拠。

休憩を挟んで議長が山崎に交代した。彼の挨拶、資格審査委員会報告があったあと、議長から大会成立宣言があり、成立が可決された。

さらに、役員選衝委員任命のあと、宮崎から合同協議会報告があった。混乱を避けるため、後半から議長に就いた山崎が質問討論抜きにして承認してはと提案した。全大党側は異議無しとしたものの、労農党の関西支部員が「合同は単なる幹部と幹部の四畳半式密談に終り、結局の所幹部の選挙地盤の拡大以外の何者でもない」などと異論を挟んだ。これに対して宮崎が議長の許可なく応答しようとしたために、一時議場は「大混乱」に陥ったが、その後の議長の取りなしもあってまとまった⁽¹²⁴⁾。

その後、三輪寿壮、川瀬宏、石原美行からそれぞれ党・団体情勢の報告があり、議事に入って、党名「全国労農大衆党」、綱領政策、規約も、議場の混乱と休憩を挟みながら、合同協議会案通り決定された。また今後の活動方針として、失業反対闘争、農村窮破闘争、府県会選挙闘争、宣言、帝国主義反対闘争、暴圧反対闘争、役員選出についても可決された。

右の方針を協議する間、労農党の総評議会系は騒がしくしていたが、書記長を選ぶ段階になると、一部が退席する事態となった。須永好選考委員長から役員発表があり、中央委員 208 名（うち全大党系 130、労農党系 51、実現同盟系 27）、堺利彦、高野岩三郎、杉山元治郎、松谷与二郎、山崎今朝弥の顧問就任、麻生久の書記長就任がそれぞれ可決された。ここに大山郁夫の名はない。総評議会関西派のために自宅に閉じ込められていたためであった。彼はあくまで新党の「一兵卒」にこだわり、顧問にも就任しなかった⁽¹²⁵⁾。

これをもって議事は終わり、松谷与二郎による閉会の辞とともに、全国労農大衆党万歳三唱、麻生書記長による演壇からの万歳三唱、メーデーの歌が続いて午後 9 時半前に閉会となった⁽¹²⁶⁾。

前途は多難であった。翌日第 1 回中央委員会が開催され、中央執行委員の比率をめぐって対立が生じた。旧全大党は合同協議会の決定に基づき、全大 7、労農 2、実現同盟 1 の割合で 40 名を自派から出すことを主張。旧労農党は全大 4、労農 4、実現同盟 2、旧実現同盟はあいだをとって全大 4.5、労農 3.5、実現同盟 2 を主張した。旧労農党は旧実現同盟の案に賛成したが、旧全大党側は譲らなかったため、旧労農党、旧実現同盟は退席し、旧全大党と旧実現同盟の両委員が協議したがまとまらなかった⁽¹²⁷⁾。

翌日も引き続いて、中央委員会を開催し、ここでようやく中央執行委員が決まった。旧全大党 37 名、旧労農党 20 名、旧実現同盟 8 名で、各党、とくに全大党が妥協してまとまった。ただし、常任中央執行委員の数は旧全大党 8 名（三輪寿壮、河野密、阿部茂夫、田所輝明、浅沼稻次郎、宮崎龍介、鈴木茂三郎、平野学）、旧労農党 4 名（中村高一、田部井健次、山崎剣二、石原美行）、旧

(124) 「全国労農大衆党 綱領、政策、規約原案通り決定」『社通』520 号、1931 年 7 月 8 日。

(125) 黒川みどり『共同性の復権 大山郁夫研究』信山社、2000 年、299 頁。前掲「全国労農大衆党 結成大会・中央委員会・中央執行委員会速記録」にある第 1 回中央委員会では山崎から「自己の立場から大山氏は自由の身になつて働いてみたい〔と〕の希望であつた。」との発言がある。

(126) 「苦難の試練を経て全国労農大衆党生る」『東朝』1931 年 7 月 6 日付朝刊。「全国労農大衆党 言論を封鎖され労農党側激怒」『社通』521 号、1931 年 7 月 9 日。

(127) 「執行委員選出の比率で大衆、労農の意見衝突」『社通』522 号、1931 年 7 月 10 日。

実現同盟2名（室伏高信、森田喜一郎）となり、旧全大党の影響力が大きくなった⁽¹²⁸⁾。

9日には、第1回常任中央委員会を開催し、麻生久書記長をはじめ各委員が集まり、合同大会で一任された方針書と各部長を決定した。その執行方針には「地方合同を即時完成し、日常闘争を強力的に展開する事によつて合同の過程における一切の行きが、りを清算すべし」「失業反対、農村窮破、無産者モラトリアム、帝国主義反対闘争を全国的にまき起し。地方の具体的闘争を結合しつゝ、府県会選挙闘争の戦備を収むべし」などが掲げられた⁽¹²⁹⁾。

おわりに

本論は、全国大衆党、労農党、社会民衆党合同実現同盟の合同により、全国労農大衆党が結党される過程を一次資料に依拠して見てきた。その期間は1930年12月から1931年7月になるが、大きく分ければ、3月を境に前半と後半に分けることができる。

前半は、選挙の失地回復を目指す無産政党の各党が、方針は異なりながらも、ともに合同に向けて尽力した時期である。運動面での象徴が議会闘争無産党共同委員会であり、内部に問題を孕みながらも共闘を3月まで続けた。解党派が抜けた労農党は合同に前向きとなり、新潟の農民運動を結節点として全大党と接近する。他方で、社民党、全大党の各大会を見れば、党の方針をめぐって、社民党は「社会民主主義」（主要産業と資源の国営化を目指す事実上の国家社会主義）を打ち出し、全大党は「社会主義」という言葉を登場させ、以前より距離を縮めつつあった。

この全大党と社民党との接近は、前者が下からの合同運動を繰り出すことで、長くは続かなかった。この運動の実践を主導したのは全大党内の旧全民党関係者で、社民党との旧縁を活かしながら、社民党合同実現同盟を誕生させるなど切り崩しを行った。社民党から見れば「分裂主義」「強盗（合同）」であり、全大党と社民党の関係は次第に悪化した。

全大党にとって、合同運動は当初から府県会選挙対策という側面を含んでいた。よって、社民党の切り崩しは揺さぶり以上の効果を出なかったと思われ、選挙を有利に進める農民運動、労働運動の統一戦線の方が重要であった。

次に後半である。全大党と社民党の関係が悪化した以上、「二党半」合同へ向かわざるをえなくなる。全大党と労農党が結成した無産党合同協議会に、社民党合同実現同盟も加わることで合同を推し進めていく。それと並行して農民運動の統一戦線（合法派の影響拡大）も強力に進められ、最終的に4月に「全農革命」として成就した。ただし、労働運動の方は、2月に全大党支持労組が集う全国労働組合準備会が誕生していたが、全労大阪勢力と総連合の微妙な関係や日本海員組合の動きもあって統一戦線は進まなかった。

歩調の異なる農民・労働運動を横目に、政党合同は比較的順調に進む。注目すべきは全大党内の旧日労党系と労農派の関係である。共同戦線党論に立つ労農派は、旧日労党系の合同方針をよしとしていなかった。このため、彼らは綱領や宣言などに自らの影響力を及ぼそうとし、綱領に「大衆的結合体」の文言を盛り込むことに成功した。旧日労党系ほど大衆組織を持たない労農派が新党合

(128) 「全国労農大衆党の本部機関顔振れ決定」『社通』523号、1931年7月11日。

(129) 「労農大衆党本部執行方針決定さる」『社通』524号、1931年7月12日。

同をリードするうえで限られた手段が、新党の綱領などの策定であったと思われる。

他方の、数で勝る旧日労党系は、これらの方針を受け入れつつも、地域の日常闘争を通じて合同を導くことを目指した。とくに農民運動の統一戦線に取り組み、一定の成功を収めた。ただし、労働運動の統一戦線は彼らの想定通りに進捗せず、労農派や労農党が「大右翼」として警戒した日本労働倶楽部の結成へいたる。

これらの動きを地層でたとえるならば、全労党の方針に関わる層は中間から左に、農民運動の層は左から中間へ、労働運動の層は中間から右へと地滑りしていったといえる。こうして内側の各層から軋みが発生していく一方、外側から府県会選挙の敗北や満洲事変の動揺が加わり、党内運動方針の動揺、国家社会主義勢力の台頭、支持労組の離脱などさまざまな難局を迎える。

（ふけ・たかひろ 京都大学人文科学研究所准教授）